

◇申請手続きに関すること

手続きの詳細は、

「公益財団法人東京しごと財団障害者就業支援課 HP > 「障害のある方・支援者の方への情報」 > 職場体験実習 ページに掲載の「職場体験実習 補償事業の手続きについて【令和6年度用】」をご確認ください。

【公益財団法人東京しごと財団障害者就業支援課 HP】

https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/workplace_experience-based_training/index.html

◇実習先・実習内容に関すること

Q 1	<p>① 就労支援 B 型事業所での実習は対象になりますか？</p> <p>② 職業訓練をしている企業等での実習は対象になりますか？</p> <p>③ 職業紹介、人材派遣をする企業での実習は対象になりますか？</p> <p>④ 現在利用している支援機関とは別の支援機関での実習は対象になりますか？</p> <p>⑤「職場体験実習の受け入れ」や「障害者雇用に関するコンサルティング」を生業としている企業での実習は、対象になりますか？(例) 農園型障害者雇用支援サービス事業</p>
A 1	<p>実習先のサービスを利用するための体験（「利用者・登録者」になるための体験）は対象になりません。</p> <p>実習先で雇用されている職員（社員・スタッフ）の行っている業務（仕事）を体験する場合は対象となります。</p> <p>「実習先で雇用されている職員の行っている業務を体験する場合は、備考欄に（例）のように、追記してください。（例）派遣登録のための実習ではなく、職員が行っている業務の実習を行う。</p>
Q 2	<p>就労継続支援 A 型事業所での体験実習は対象になりますか？</p>
A 2	<p>保険の申請要件を満たしていれば対象になります。</p> <p>（就労継続支援 A 型事業所は雇用契約に基づく就労を行う事業所のため）</p> <p>※ただし、入所（雇用）が決まっている場合の実習・就労体験等は対象外です。</p>
Q 3	<p>実習者が登録している支援機関等の運営会社と、実習先の運営会社が同一法人の場合対象になりますか？</p>
A 3	<p>対象になりません。</p> <p>※第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の補償をするものであるため。</p>
Q 4	<p>① 現在休職中の企業に復帰するための実習は対象になりますか？</p> <p>② 雇用が内定している企業での職場体験実習は対象になりますか？</p>
A 4	<p>対象になりません。</p> <p>※すでに雇用されている・雇用が決まっている企業での実習は対象外です。</p>
Q 5	<p>実習時に実習先から報酬が出る場合は対象になりますか？</p>
A 5	<p>実習の対価として実習先からの報酬が発生する場合は対象になりません。</p>
Q 6	<p>東京しごと財団から紹介してもらった実習先ではありませんが対象になりますか？</p>
A 6	<p>保険の申請要件を満たしていれば対象になります。</p>

≪申請の注意事項について≫

事実と異なる申請内容は、虚偽申請としてみなされ、保険適用外になる場合があります。

申請前に、内容に誤りがないか、必ず確認してください。

【よくある入力間違い（例）】

- （誤）「実習場所名称」欄に、ビル名や住所を記載している
（会社名・事業所名（本社・支店・営業所等）・店舗名等を記載してください）
- （誤）「実習場所所在地」欄の住所が正確に記載されていない（番地や建物名を省略しないでください）
- （誤）「実習期間」欄の日数より「実習日数」欄の日数を多く記載している
- （誤）「実習場所法人名称」欄
正式な名称が記載されていない（略称を記載や、株式会社を省略等）
実習には関与していない「実習場所の親会社やグループ会社名」を記載している
- （誤）異なる支援機関（事業所等）ID で、ログインし、申請している
→ログインした ID の支援機関登録情報が、申請する支援機関情報（実習者の登録支援機関）と判断されます。正しい ID（登録しているメールアドレス）および正しい支援機関情報で申請してください。
※人事異動などで所属する事業所が変更になったのに、変更前の旧所属事業所の ID を使用して申請した場合、「異なる支援機関」とみなされるため、対象となりません。
支援機関登録情報は、電子受付システムにログイン後、
支援機関情報関連メニュー> 支援機関情報管理 から確認できます。（変更方法は Q 8 参照）

電子システム申請について

Q7	申請手続きが完了しているか確認したい
A7	<p>申請を受け付けると、電子受付システムに登録されたメールアドレス（ログイン ID）に「職場体験実習保険料補助申請受け付け完了のお知らせ」のメールを自動配信します。 メールが届いているかをご確認ください。また、受け付け完了メールは支援機関等で必ず保管しておいてください。 【申請結果について】</p> <p>財団で手続き後に「保険料補助決定通知」または「保険料補助不決定通知」のメールを送信します。 （申請後、2 週間以上経っても決定通知等のメールが届かない場合は、下記担当までご連絡ください。）</p>
Q8	電子受付システムで利用するメールアドレス（ログイン ID）等の登録情報を変更したい
A8	<p>財団担当者が修正登録をします。ご希望の場合は下記【担当】にご連絡ください。 ※パスワード・面談会やイベント等の配信情報の受信登録は支援機関等で変更可能です。 電子受付システムにログイン後、「支援機関情報関連メニュー」から情報を変更してください。 変更方法の詳細は、障害者就業支援課 電子受付システム（支援機関向け）操作マニュアルを参照してください。 【操作マニュアルの URL】 https://www.sssj.tokyo/mypage/manual/operating_manual.pdf</p>

【担当】公益財団法人 東京しごと財団総合支援部 障害者就業支援課 コーディネート事業係

（電話）03-5211-2681 **（受付時間）9:00～17:00 土・日・祝日・12/29～1/3 を除く平日**

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3 - 1 0 - 3 東京しごとセンター 8 階

<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/index.html>